

分類表（製造業）

○この分類表は、【17】事業所調査票（製造業）の第2面 **13** 欄「製造品出荷額、在庫額等」を記入するためのものです。

○記入にあたっては2～3ページ「利用のしかた」をご参照ください。

「13 製造品出荷額、在庫額等」

ア 品目別製造品出荷額
イ 品目別製造品在庫額
ウ 加工賃収入額
⇒ 4～88ページを参照し、記入してください。

エ 製造業以外の収入額
⇒ 89～90ページを参照し、記入してください。

『分類表』を参照する項目の記入は終わりです。
引き続き、14 欄以降を記入してください。

製造品及び賃加工分類表 目次

09 食料品	4	17 石油製品・石炭製品	33	25 はん用機械器具	56
10 飲料・たばこ・飼料	8	18 プラスチック製品	34	26 生産用機械器具	59
11 繊維工業品	10	19 ゴム製品	38	27 業務用機械器具	65
12 木材・木製品（家具・装備品を除く）	18	20 なめし革・同製品・毛皮	40	28 電子部品・デバイス・電子回路	69
13 家具・装備品	20	21 窯業・土石製品	42	29 電気機械器具	72
14 パルプ・紙・紙加工品	22	22 鉄鋼	47	30 情報通信機械器具	77
15 印刷・同関連品	25	23 非鉄金属	49	31 輸送用機械器具	80
16 化学工業製品	27	24 金属製品	51	32 その他の製品	84

ホームページからの検索について

- 総務省統計局ホームページでは、キーワードから検索できるページを設けています。
- 総務省統計局ホームページでは、『分類表』（PDFファイル）を掲載しています。

PDFファイルは文字検索ができます。
（「Ctrl」＋「F」又は 右クリック→簡易検索）

URL: <https://www.stat.go.jp/data/e-census/2026/shiken/index.html>
（総務省統計局ホームページ）

経済センサス - 活動調査 試験調査

検索



《利用のしかた》

(1) 「13 ア 品目別製造品出荷額」、「13 イ 品目別製造品在庫額」の記入について

➡ 製造品及び賃加工品分類表（以下、「分類表」という。）（4～88 ページ）参照

ア 品目別製造品出荷額★
(令和5年1月から12月までの1年間)
(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む)

自己が所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの(委託生産品)はここに含めてください。仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)はここに含めず、第1面「8」欄「事業別売上(収入)金額」のうち「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」欄に記入してください。

	番 号	製 造 品 名	数 量 単位名	数 量	金 額										
					千	百	十	億	千	百	万	十	万	円	
⊗	271911	金銭登録機 (レジスタ)							8	3	8	0	0	0	0
	301411	液晶テレビジョン受信機	台	22,270				1	1	1	3	5	0	0	0
	302311	カーステレオ	台	4,683				2	5	2	9	2	0	0	0
	302319	その他の電気音響機械器具						2	6	5	7	0	0	0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
			製造品出荷額 計					3	9	9	2	2	0	0	0

イ 品目別製造品在庫額
(令和5年12月31日現在)

	数 量	金 額													
		千	百	十	億	千	百	万	十	万	円				
										1	7	0	0	0	0
	91									4	5	0	0	0	0
	825									4	0	4	6	0	0
										1	1	9	6	0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
		製造品在庫額 計☆								5	3	0	4	0	0

注1)「⊗」欄は、記入の必要はありません。

- 2) 「**番号**」欄は、分類表の製造品名に対応する**6桁番号**を記入してください。
- 3) 「**製造品名**」欄は、分類表の製造品名を1品目につき1行を用いて記入してください。取引上の製造品名が、慣用商品名を用いているため、分類表の製造品名と一致しない場合には、内容例示を参考にして、分類表の製造品名を記入してください。また、例示が見当たらない場合は、他の例示などから類推してください。
- 4) 「**数量単位名**」欄は、分類表に数量単位を掲げていない品目（数量単位名が「－」表記）については、数量を記入する必要はありません。取引上、使用している単位が分類表に指定の単位と異なっている場合には、指定の数量単位名を記入するとともに、「数量」欄には、指定の数量単位に換算して記入してください。なお、指定の数量単位のうち略字を使用しているものは次のとおりです。

略 字	使 用 単 位 名	略 字	使 用 単 位 名
k m	キロメートル	m ²	平方メートル
g	グラム	m ³	立方メートル
k g	キログラム	k l	キロリットル
t	トン	mm換算箱	ミリメートル換算箱
導体 t	導体トン	c mプライ	センチメートルプライ
総 t	総トン		

- 5) 「数量」欄は、「数量単位名」欄に記入した単位名による数量を記入してください。単位未満の場合は、四捨五入して整数で記入してください。
- 6) 記入欄が不足する場合は、同封の補助用紙を使用してください。補助用紙が同封されていない場合、実施事務局までご連絡ください。
- 7) 補助用紙を使用した場合は、【17】事業所調査票（製造業）第2面 13 欄「製造品出荷額、在庫額等」の「ア」、「イ」それぞれの「計」の欄には、補助用紙の金額を含めた合計金額を記入してください。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

＜利用のしかた（続き）＞

（2）「13 ウ 加工賃収入額」の記入について

➡ 製造品及び賃加工品分類表（4～88 ページ）参照

ウ 加工賃収入額★ (令和 5 年1月から 12 月までの1年間)										他の企業(国内外にかかわらず)が所有する原材料又は製品に賃加工をして令和 5 年中 に引き渡したものに対して受け取ったもしくは受け取るべき加工賃を記入してください。									
✕	番 号						賃加工品名	金 額											
	千	百	十	億	億	円		千	百	十	億	億	千	百	十	万	万	円	
⊗	3	0	1	4	9	1	ラジオ受信機・テレビジョン受信機(賃加工)						6	5	4	2	0.000		
	3	0	2	3	9	1	電気音響機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)						1	1	1	2	0.000		
					9												0.000		
					9												0.000		
							加工賃収入額 計						7	6	5	4	0.000		

注 1) 「⊗」欄は、記入の必要はありません。

2) 賃加工品は、分類表において、番号の下 2 桁目が 9、賃加工品名の末尾に（賃加工）がついており、斜体で記しています。

3) 「番号」欄は、分類表の賃加工品名に対応する 6 桁番号を記入してください。

4) 「賃加工品名」欄は、分類表の賃加工品名のあとに（賃加工）とついている品名を 1 品目につき 1 行を用いて記入してください。

5) 記入欄が不足する場合は、同封の補助用紙を使用してください。補助用紙が同封されていない場合、実施事務局までご連絡ください。

6) 補助用紙を使用した場合は、【17】事業所調査票（製造業）第 2 面 13 欄「製造品出荷額、在庫額等」の「ウ」の「計」の欄には、補助用紙の金額を含めた合計金額を記入してください。

（3）「13 エ 製造業以外の収入額」の記入について

➡ その他収入分類表（89～90 ページ）参照

エ 製造業以外の収入額(特掲)★ (令和5年1月から12月までの1年間)										以下に特掲した収入額がある場合は、同封の『分類表』89～90 ページを参照し、記入してください。												
番号		その他収入の種類名								金額												
										千億	百億	十億	億	千	万	百	万	十	万	円		
7	5	0	0	0	0	電気供給サービス(電気事業所向け、その他事業者向け、一般消費者向け)													3	0	0	0,000
7	8	0	0	0	0	冷蔵・冷凍倉庫サービス														4	2	0,000
8	1	0	0	0	0	製造小売収入																0,000
8	9	0	0	0	0	自動車整備、産業用機械、その他各種機械の保守・修理サービス																0,000

注) 「その他収入分類表」の例示を参考に該当するものがある場合に記入してください。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。（万円未満を四捨五入してください。）
- 「¥」記号は記入しないでください。

製造品及び賃加工品分類表

中分類 09—食料品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量 単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量 単位名
★0911 部分肉・冷凍肉			★0921 水産缶詰・瓶詰		
0911 11	部分肉、冷凍肉（ブロイラーを除く） 枝肉加工処理	—	0921 11	まぐろ缶詰・さば缶詰	t
0911 91	部分肉、冷凍肉（ブロイラーを除く） （賃加工）	—	0921 19	その他の水産缶詰・瓶詰 かつお・さけ・ます・いわし・さんま・ にしん・うなぎ缶詰、かに缶詰、貝類缶詰、 海藻缶詰、鯨肉缶詰、うに缶詰、 いか缶詰、たこ缶詰、塩から瓶詰、 つくだ煮瓶詰等	—
★0912 肉加工品			0921 91	水産缶詰・瓶詰（賃加工）	—
0912 11	肉製品、肉缶詰・瓶詰・つぼ詰 ハム、ソーセージ、ベーコン、焼豚等	—	★0922 海藻加工		
0912 91	肉加工品（賃加工）	—	0922 11	寒天・海藻加工品 こんぶ、のり、ひじき、ふのり、焼きのり、 わかめ、あらめ、とろろこんぶ、酢こんぶ、 味付のり、海藻類つぼ詰等	—
★0913 処理牛乳・乳飲料			注1：海藻加工缶詰・瓶詰は092119、 海藻つくだ煮は092919に分類される。 注2：ところてんは099929に分類される。		
0913 11	処理牛乳	—	0922 91	海藻加工（賃加工）	—
0913 12	乳飲料、乳酸菌飲料 乳酸菌飲料、コーヒー入り牛乳、 フルーツ牛乳等	—	★0923 水産練製品		
注：牛乳を主とした飲料はここに分類される。 ミルク入りコーヒー飲料は101113に分類さ れる。			0923 11	魚肉ハム・ソーセージ（鯨肉製を含む）	—
0913 13	練乳、粉乳、脱脂粉乳 クリームパウダー等	t	0923 12	その他の水産練製品 かまぼこ、ちくわ、はんぺん、 焼きちくわ、揚げかまぼこ等	—
0913 91	処理牛乳・乳飲料（賃加工）	—	0923 91	水産練製品（賃加工）	—
★0914 乳製品（処理牛乳、乳飲料を除く）			★0924 塩干・塩蔵品		
0914 11	バター	t	0924 11	塩干・塩蔵品 塩かずのこ、塩たらこ、筋子、いくら、 あじの開き干し、キャビア等	—
注：マーガリンは098212に分類される。			0924 91	塩干・塩蔵品（賃加工）	—
0914 12	チーズ	t	★0925 冷凍水産物		
0914 13	クリーム	t	0925 11	冷凍水産物 冷凍魚介等	—
0914 14	アイスクリーム アイスクリームミックス、乳製冷菓等	—	0925 91	冷凍水産物（賃加工）	—
注：乳製品以外のアイスは097919に分類される。			★0926 冷凍水産食品（主として水産物を原料として 洗浄、内臓の除去など前処理を施し、急速に 凍結したもの。）		
0914 19	その他の乳製品 脱脂乳、カゼイン、乳糖、発酵乳等	—	注：冷凍調理食品は099511に分類される。		
0914 91	乳製品（処理牛乳・乳飲料を除く） （賃加工）	—	0926 11	冷凍水産食品 冷凍すり身、冷凍切身、冷凍開き、 冷凍鯨肉等	—
★0919 その他の畜産食料品			0926 91	冷凍水産食品（賃加工）	—
0919 11	ブロイラー加工品（解体品を含む）	—			
0919 19	他に分類されない畜産食料品 加工卵、乾燥卵、液卵、冷凍ブロイラー、 すき焼缶詰、やきとり缶詰、精製はちみつ、 やきとり用串生肉、冷凍肉（内臓）、味つ け生肉等	—			
0919 91	その他の畜産食料品（賃加工）	—			

09

中分類 09－食料品

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

09

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量 単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量 単位名
★0929 その他の水産食料品（つぼ詰を含む）			★0942 しょう油・食用アミノ酸		
0929 11	素干・煮干 みがきにしん、するめ、いりこ、乾燥かき等	—	0942 11	しょう油、食用アミノ酸（粉しょう油、固形しょう油を含む）	k 1
0929 19	他に分類されない水産食料品 水産つくだ煮、節、けずり節、生すり身、水産漬物、塩から、味付たこ、のりつくだ煮、くんせい、みりん干、さきいか、明太子、水産珍味、魚介類つぼ詰、刺身、切身、粕漬、酢だこ、鯨肉ベーコン、水産食料品副産物（魚類の内臓・骨・皮等）等	—	0942 91	しょう油・食用アミノ酸（賃加工）	—
0929 91	その他の水産食料品（賃加工）	—	★0943 ソース		
★0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品（野菜漬物を除く）			0943 11	ウスター・中濃・濃厚ソース	k 1
0931 11	野菜缶詰（瓶詰・つぼ詰を含む） きのこ、たけのこ、アスパラガス、トマト等	—	0943 19	その他のソース類 トマトケチャップ、マヨネーズ、トマトピューレ、トマトソース、ドレッシング等	—
0931 12	果実缶詰（瓶詰・つぼ詰を含む） 梅の実、オリーブ、栗、さくらんぼ、ぎんなん、みかん等	—	0943 91	ソース（賃加工）	—
0931 19	その他の缶詰（瓶詰・つぼ詰を含む） みつ豆缶詰、ジャム缶詰、ゆであずき缶詰等	—	★0944 食酢		
0931 21	冷凍野菜・果実	—	0944 11	食酢 米酢、米黒酢、大麦黒酢、果実酢	k 1
0931 29	その他の農産保存食料品 ゼリー（果実加工品）、ピーナッツバター、ジャム、マーマレード、乾燥野菜、乾燥果実（干しぶどうを含む）、野菜の水煮、果実のシロップ漬、乾燥きのこ、ジュース原液、乾燥いも、干柿、かんぴょう、マッシュポテト、干ししいたけ、ゴマペースト等	—	0944 91	食酢（賃加工）	—
0931 91	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品（賃加工）	—	★0949 その他の調味料		
注：ゼリー（洋生菓子）は097211、乾燥ゼリー菓子は097919、食用ゼリー粉末は099929、ゼラチンは169411に分類される。			0949 11	香辛料（練製のものを含む） カレー粉、からし粉、こしょう粉、わさび粉、七味とうがらし、にんにく粉、につけい粉、とうがらし粉等	—
★0932 野菜漬物（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）			0949 12	ルウ類 カレールウ、シチュールウ、固形カレー等	—
0932 11	野菜漬物（果実漬物を含む） たくあん、梅干、らっきょう漬、わさび漬、かす漬、からし漬等	—	0949 19	他に分類されない調味料 スープ類、だしの素、エキス、タレ、みりん風調味料、ぼん酢、三杯酢、めんつゆ、もろみ酢、濃縮そば汁、ミートソース、グルタミン酸ナトリウム等	—
0932 91	野菜漬物（賃加工）	—	注：粉味そは094111に、粉しょう油、固形しょう油は094211に、みりんは102612に分類される。		
★0941 味そ			0949 91	その他の調味料（賃加工）	—
0941 11	味そ（粉味そを含む）	t	★0951 砂糖製造（砂糖精製を除く）		
0941 91	味そ（賃加工）	—	注：国内産の甘味資源作物を原料とするもの。		
			0951 11	粗糖（糖みつ、黒糖を含む）	—
			0951 12	精製糖（国内産の甘味資源作物から一貫して製造加工したもの） 角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖、白砂糖	t
			0951 91	砂糖（賃加工）	—
			★0952 砂糖精製		
			注：購入した粗糖から精製したもの及び購入した糖みつから製造加工したものを含む。		
			0952 11	精製糖（購入した粗糖・精製糖から製造加工したもの） 角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖、白砂糖	t
			0952 91	精製糖（賃加工）	—

中分類 09－食料品

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量 単位名	製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量 単位名
★0953 でんぷん糖類			★0973 ビスケット類・干菓子		
0953 11	でんぷん由来甘味料（異性化糖を除く） ぶどう糖、水あめ、麦芽糖、果糖等	t	0973 11	ビスケット類、干菓子 クラッカー、乾パン、せんべい（小麦粉、 でんぷんを原料としたもの）、クッキー、 えびせんべい（油菓を除く）、らくがん （落雁）等	—
0953 12	異性化糖 ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖、高 果糖液糖等	—	0973 91	ビスケット類・干菓子（貸加工）	—
0953 91	でんぷん糖類（貸加工）	—			
★0961 精米・精麦			★0974 米 菓		
0961 11	精米（砕精米を含む）	t	0974 11	米菓 あられ、せんべい、うるちせんべい、 おこし、おかき、ハッ橋等	—
0961 12	精麦 圧搾麦、ひき割麦等	t	0974 91	米菓（貸加工）	—
0961 13	精米・精麦かす ぬか、はい芽等	—			
0961 91	精米・精麦（貸加工）	—	★0979 その他のパン・菓子		
★0962 小 麦 粉			0979 11	あめ菓子 キャラメル、あめ玉等	—
0962 11	小麦粉	t	0979 12	チョコレート類	—
0962 12	小麦製粉かす ふすま等	—	0979 19	他に分類されない菓子 かりん糖、ポテトチップ、チューインガム、 甘納豆、味付豆、乾燥ゼリー菓子、ウエ ハース、砂糖菓子、ザボン漬、アイス キャンデー、ポップコーン、ピーナッツ 菓子、スナック菓子、コーンフレーク等	—
0962 91	小麦粉（貸加工）	—	0979 91	その他のパン・菓子（貸加工）	—
★0969 その他の精穀・製粉			★0981 動植物油脂（食用油脂加工を除く）		
0969 11	こんにゃく粉	k g	0981 11	大豆油	t
0969 19	他に分類されない精穀・製粉品 あわ、ひえ、そば粉、きな粉、白玉粉、 みじん粉、とうもろこし粉、豆粉、 はったい粉、米粉、香せん（煎）等	—	0981 12	混合植物油脂 サラダ油、リノールサラダ油等	t
0969 91	その他の精穀・製粉品（貸加工）	—	0981 13	植物油搾かす	—
★0971 パ ン			0981 21	牛脂・豚脂 ヘット、ラード	t
注：サンドイッチ、ホットドッグ等は099712に 分類される。			0981 29	その他の動植物油脂 やし油、綿実油、ごま・えごま油、菜種油、 米ぬか油、あまに油、ひまし油、パーム油、 パーム核油、カポック油、落花生油、 つばき油、きり油、オリーブ油、麻実油、 とうもろこし油、しょうゆ油、にしん油、 さめ油、いわし油、さなぎ油、さんま油、 鯨油、たら油、いか油、内臓油、グリース、 タロー、ミール、骨油等	—
0971 11	食パン	—	0981 91	動植物油脂（貸加工）	—
0971 12	菓子パン（イーストドーナッツを含む） アンパン、ジャムパン、チョコレートパン 等	—			
0971 91	パン（貸加工）	—	★0982 食 用 油 脂		
★0972 生 菓 子			注：購入した動植物油脂をさらに加工したもの に限る。		
0972 11	洋生菓子 ケーキ、ケーキドーナッツ、カステラ、 パイ、プリン、バームクーヘン、 マロングラッセ、ホットケーキ、コーヒー ゼリー等	—	0982 11	ショートニング油	t
0972 12	和生菓子 最中、ようかん、まんじゅう、団子、蒸し パン、大福餅、おはぎ、生ハッ橋等	—	0982 12	マーガリン	t
0972 91	生菓子（貸加工）	—	0982 19	その他の食用油脂 精製ラード、精製ヘット等	—
			0982 91	食用油脂（貸加工）	—

中分類 09－食料品

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量 単位名
★0991 で ん ぷ ん		
	注：可溶性でんぷんは169911に分類される。	
0991 11	でんぷん さつまいもでんぷん、馬鈴しょでんぷん、 コーンスターチ等	t
0991 12	でんぷんかす	—
0991 91	でんぷん（貸加工）	—
★0992 め ん 類		
0992 11	即席めん類 即席中華めん、即席和風めん、 スナックめん等	—
0992 12	和風めん うどん、きしめん、そば、そうめん等	—
0992 13	洋風めん スパゲッティ、マカロニ、ラビオリ、リゾ ーニ等	—
0992 14	中華めん 中華そば、ラーメン、チャンポンめん等	—
0992 91	めん類（貸加工）	—
★0993 豆腐・油揚げ		
0993 11	豆腐、しみ豆腐、油揚げ類	—
0993 91	豆腐・油揚げ（貸加工）	—
★0994 あ ん 類		
0994 11	あん類 あずきあん、白あん、生あん、練あん、 さらしあん、乾燥あん等	—
0994 91	あん類（貸加工）	—
★0995 冷凍調理食品		
0995 11	冷凍調理食品 魚類フライ、スティック、コロケ、 しゅうまい、ぎょうざ、ハンバーグ （冷凍）、米飯（冷凍）、冷凍うどん、 冷凍中華まん等	—
0995 91	冷凍調理食品（貸加工）	—
★0996 そう（惣）菜		
0996 11	そう（惣）菜 煮豆、うま煮、焼魚、卵焼、野菜いため、 きんぴら、コロケ、カツレツ、天ぷら、 フライ、しゅうまい、ぎょうざ、 酢れんこん、サラダ、グラタン、卵豆腐、 ハンバーグ（火通し）等	—
0996 91	そう（惣）菜（貸加工）	—

製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量 単位名
★0997 すし・弁当・調理パン		
0997 11	すし、弁当、おにぎり	—
0997 12	調理パン、サンドイッチ サンドイッチ、ハンバーガー、 ホットドッグ等	—
0997 91	すし・弁当・調理パン（貸加工）	—
★0998 レトルト食品		
0998 11	レトルト食品 レトルトカレー、レトルト米飯等	—
0998 91	レトルト食品（貸加工）	—
★0999 他に分類されない食料品		
0999 11	イースト、その他の酵母剤 ベーキングパウダー、 酵素、しいたけ種駒、きのこ種菌、クロ レラ、ふくらし粉等	—
0999 21	ふ、焼ふ	—
0999 22	バナナ熟成加工 バナナ（追熟したもの）	—
0999 23	切餅、包装餅（和生菓子を除く）	—
0999 24	栄養補助食品（錠剤、カプセル等の 形状のもの）	—
0999 29	その他の製造食料品 いり豆、こんにやく、納豆、エッセンス、 パン粉、人造米、ゆば、春さめ、こぶ茶、 玄米茶、はぶ茶、せんべい生地、育児食、 ところてん、プレミックス食品、玄米乳、 粉末ジュース、甘酒、即席ココア、豆乳、 最中のかわ、野菜つくだ煮、食品添加物、 ホップ、中華まんじゅう、カレー缶詰、 麦茶、植物性たん白、オブラート、米飯、 無菌包装米飯、鉄火味そ、ピーナッツ味そ、 タイ味そ、ゆず味そ、食用ゼリー粉末、 ぎょうざ（生）、ハンバーグ（生）、 わんたん皮、きざみ野菜、カップスープ、 フリーズドライ食品、こうじ、種こうじ、 麦芽等	—
0999 91	他に分類されない食料品（貸加工）	—
く ず ・ 廃 物		
5966 00	製造工程からでたくず・廃物	—

中分類 10ー飲料・たばこ・飼料

製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量 単位名	製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量 単位名
★1011 清 涼 飲 料			★1025 蒸 留 酒 類		
	注：乳飲料、乳酸菌飲料、コーヒー入り牛乳は091312に、ジュース原液は093129に、薬事法適用のドリンクは1652へ分類される。		1025 11	添加用アルコール（飲料用アルコール）（95%換算）	k l
1011 11	炭酸飲料	—	1025 12	焼酎	k l
	サイダー、コーラ、炭酸水等			泡盛等	
1011 12	ジュース	—	1025 13	ウイスキー	k l
	オレンジジュース、トマトジュース、		1025 19	その他の蒸留酒類	k l
	パインジュース、果汁（原液以外のもの）、			ジン、ウォッカ、ブランデー、ラム酒等	
	果実飲料等		1025 91	蒸留酒類（貸加工）	—
1011 13	コーヒー飲料（ミルク入りを含む）	—	★1026 混 成 酒 類		
	缶コーヒー、カフェオレ、コーヒー		1026 11	合成清酒	k l
	シロップ、ミルク入りコーヒー飲料等		1026 12	みりん（本直しを含む）	k l
1011 14	茶系飲料	—	1026 19	その他の混成酒類	k l
	緑茶、紅茶（ミルク入りを含む）、			薬味酒、梅酒、リキュール、シェリー酒等	
	ウーロン茶、麦茶等		1026 91	混成酒類（貸加工）	—
1011 15	ミネラルウォーター	—	★1031 製 茶		
1011 19	その他の清涼飲料	—		注：購入した茶生葉又は荒茶を主原料とするもの。こぶ茶、玄米茶、はぶ茶等は099929に分類される。	
	ノンアルコール飲料、シロップ、滋養飲料、		1031 11	荒茶	k g
	豆乳飲料、スポーツドリンク等		1031 12	緑茶（仕上茶）	k g
1011 91	清涼飲料（貸加工）	—		せん茶、まつ茶、番茶、ほうじ茶、玉露等	
★1021 果 実 酒			1031 13	紅茶（仕上茶）	k g
1021 11	果実酒	k l		ウーロン茶等	
	ぶどう酒、りんご酒、みかん酒、		1031 91	製茶（貸加工）	—
	いちご酒、スパークリングワイン等		★1032 コ ー ヒ ー		
1021 91	果実酒（貸加工）	—	1032 11	コーヒー	—
★1022 発泡性酒類				粗びきコーヒー、インスタントコーヒー等	
1022 11	ビール	k l	1032 91	コーヒー（貸加工）	—
1022 12	発泡酒	k l	★1041 製 氷		
1022 13	新ジャンル	k l	1041 11	人造氷	t
	新ジャンル（第3のビール）		★1051 た ば こ（葉たばこ処理を除く）		
1022 14	その他の発泡性酒類	k l	1051 11	たばこ	—
	チューハイ等			紙巻たばこ、葉巻たばこ、	
1022 91	発泡性酒類（貸加工）	—		刻みたばこ、パイプたばこ等	
★1023 清 酒			1051 91	たばこ（貸加工）	—
1023 11	清酒（濁酒を含む）	k l	★1052 葉 た ば こ		
1023 12	清酒かす	—	1052 11	葉たばこ（処理したものに限る）	—
1023 91	清酒（貸加工）	—	1052 91	葉たばこ（処理したものに限る）（貸加工）	—
★1024 醸造酒類（果実酒、清酒を除く）					
1024 11	醸造酒類	k l			
	どぶろく、紹興酒、老酒等				
1024 91	醸造酒類（貸加工）	—			

製造品番号及び 賃加工品番号		数量 単位名	製造品番号及び 賃加工品番号		数量 単位名
★1061 配合飼料			★1063 有機質肥料		
1061 11	配合飼料	—	1063 11	有機質肥料	—
	動物性・植物性たん白質混合飼料、 フィッシュソリュブル吸着飼料等			骨粉肥料、魚肥、海産肥料、植物かす肥料、 バーク堆肥、おがくず（もっぱら有機肥料 製造を目的として製造されるもの）等	
1061 12	ペット用飼料	—	1063 91	有機質肥料（賃加工）	—
	愛がん動物用飼料、観賞魚用飼料、 ドッグフード、キャットフード等		くず・廃物		
1061 91	配合飼料（賃加工）	—	6066 00	製造工程からでたくず・廃物	—
★1062 単体飼料					
	注：購入した動植物性加工副産物を原料とする もの				
1062 11	単体飼料	—			
	貝殻粉飼料、酵母飼料、魚粉飼料、 羽毛粉飼料、おから（飼料用に加工した もの）、油かす飼料等				
1062 91	単体飼料（賃加工）	—			

中分類 11－繊維工業品

製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量 単位名	製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量 単位名
★1111 製 糸			★1115 化学繊維紡績糸		
1111 11	製糸 器械生糸、座繰生糸、玉糸、蚕糸、 野蚕糸、副蚕糸、天蚕糸、さく蚕糸、 きびそ、びす、揚げ繭、のし糸等	t	1115 11	化学繊維紡績糸 注：コンデンサー・ビスコース・スフ糸、コンデ ンサー合成繊維糸は111511に分類される。 純ビスコース・スフ糸、混紡ビスコース ・スフ糸、ビニロン紡績糸（混紡を含む）、 純アクリル紡績糸、混紡アクリル紡績糸、 純ポリエステル紡績糸、混紡ポリエステ ル紡績糸、キュプラスフ糸、アセテート 紡績糸、純ナイロン紡績糸、混紡ナイロ ン紡績糸、ポリプロピレン紡績糸、塩化 ビニル紡績糸等	—
1111 91	製糸（貸加工） 注：製糸副産さなぎは616600に分類される。	—	1115 91	化学繊維紡績糸（貸加工）	—
★1112 化 学 繊 維			★1116 毛 紡 績 糸		
	注1：ガラス繊維は2117に分類される。 注2：化学繊維紡績糸の製造は1115、合成繊維縫 糸、その他の合成繊維ねん糸は111711、 合成繊維ロープ・コード・トワインは 115111に分類される。			注：落毛は616600に分類される。	
1112 11	レーヨン・アセテート長繊維糸・短繊維 キュプラ、ビスコース長繊維糸・短繊維、 アセテート長繊維糸・短繊維	t	1116 11	毛紡績糸 純そ毛糸、混紡そ毛糸、純紡毛糸、混紡 紡毛糸	t
1112 21	ナイロン長繊維糸・短繊維	t	1116 91	毛紡績糸（貸加工）	—
1112 22	ポリエステル長繊維糸	t	★111A ねん糸、かさ高加工糸、その他の紡績糸		
1112 23	ポリエステル短繊維	t	1117 11	ねん糸、かさ高加工糸、その他の紡績糸 綿縫糸・綿ねん糸（ミシン糸、カタン糸、 編織糸、漁網糸、漁具糸、レース糸、刺 しゅう糸、特紡ねん糸等）、絹（生糸） 縫糸、絹（生糸）ねん糸、合成繊維縫糸、 その他の合成繊維ねん糸（編織糸、漁網 糸、漁具糸、レース糸、刺しゅう糸、特 紡ねん糸等）、その他のねん糸（ビスコ ース・スフねん糸、人絹ねん糸（アセ テートを含む）、毛ねん糸、麻ねん糸、 和紡糸ねん糸等）、かさ高加工糸（クリ ン プ加工糸、ストレッチヤーン、ウーリー 加工糸等）、その他の紡績糸（絹紡糸、 さく紡糸、絹紡ちゅう糸、ちょ麻糸（混 紡を含む）、黄麻糸、和紡糸、ガラ紡糸、 水車紡績糸、くず（葛）紡績糸、三河 紡績糸、ばししょう（芭蕉）紡績糸、亜麻 糸（混紡を含む）等）	t
1112 24	アクリル長繊維糸・短繊維	t	1117 91	ねん糸・かさ高加工糸・その他の紡績糸 製造業（貸加工）	—
1112 25	ビニロン長繊維糸・短繊維	t			
1112 26	ポリプロピレン長繊維糸・短繊維	t			
1112 29	その他の化学繊維 ポリ塩化ビニル長繊維糸・短繊維、ポリ 塩化ビニリデン長繊維糸、ポリエチレン 長繊維糸、スパンデックス長繊維糸等	—			
1112 91	化学繊維（貸加工）	—			
★1113 炭 素 繊 維					
1113 11	炭素繊維 炭素繊維フィラメント、炭素繊維トウ等	t			
1113 91	炭素繊維（貸加工） 注：炭素繊維強化プラスチック（CFRP）製品 については、1843、1844、1845、または用途 によりそれぞれに分類される。	—			
★1114 綿 紡 績 糸					
	注：落綿は616600に分類される。				
1114 11	純綿糸・混紡綿糸（落綿糸を含む） 注：コンデンサー綿糸は111411に分類される。	t			
1114 91	綿紡績糸（貸加工）	—			

中分類 11－繊維工業品

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量 単位名
★1121 綿・スフ織物（合成繊維紡績糸織物を含む） （幅13cmより大きい）		
注1：広幅織物（幅51cm以上のもの） 小幅織物（幅13cmより大きく、51cm未満のもの）		
注2：整経、サイジング、そうこう通し、おさ通しなど織布のための準備は1159の「その他の繊維粗製品」に分類される。		
1121 11	綿広幅生地織物 ポプリン、ブロードクロス、かなきん、粗布、てんじく、細布、ネル、別珍、コールテン、クレープ等	—
1121 21	綿広幅糸染織物 タオル地等	—
注：タオルは119711に分類される。		
1121 31	綿小幅織物 白もめん（さらし地、手ぬぐい地、ゆかた地）、かすり地織、和紡織物、綿ガーゼ地織物等	千㎡
1121 41	化学繊維紡績糸織物 ビスコース・スフ織物（ビスコース・スフ生地織物、ビスコース・スフ先染織物）、アクリル紡績糸織物、ポリエステル紡績糸織物（ポリエステルポプリン、ポリエステルブロードクロス、その他のポリエステル紡績糸織物等）、ナイロン紡績糸織物、ビニロン紡績糸織物、ポリプロピレン紡績糸織物、アセテート紡績糸織物、キュプラ紡績糸織物、ポリエチレン紡績糸織物、ポリ塩化ビニル紡績糸織物等	千㎡
1121 51	綿・スフ・合成繊維毛布地	千㎡
1121 91	綿・スフ織物（合成繊維織物を含む） （貸加工）	—
★1122 絹・人絹織物（合成繊維長繊維織物を含む） （幅13cmより大きい）		
注：広幅織物（幅51cm以上のもの） 小幅織物（幅13cmより大きく、51cm未満のもの）		
1122 11	絹小幅織物、絹紡織物 羽二重類（交織を含む）（広幅のもの）、その他の絹広幅織物、ちりめん類（小幅のもの）、その他の絹小幅織物（その他の絹先染小幅織物、その他の絹後染小幅織物）、絹紡織物	千㎡
注：その他の絹小幅織物は、先染も、後染もちに分類される。		

製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量 単位名
1122 21	合成繊維長繊維織物、化学繊維タイヤコード ビスコース人絹織物、キュプラ長繊維織物、アセテート長繊維織物、ナイロン長繊維織物、ポリエステル長繊維織物、その他の合成繊維長繊維織物（ビニロン長繊維織物、ポリプロピレン長繊維織物等）、化学繊維タイヤコード（人絹タイヤコード、ナイロンタイヤコード、ポリエステルタイヤコード）等	—
1122 91	絹織物（貸加工）	—
1122 92	ビスコース人絹・キュプラ・アセテート長繊維織物、合成繊維長繊維織物（貸加工）	—
★1123 毛織物（幅13cmより大きい）		
1123 11	そ毛洋服地	千㎡
1123 19	その他のそ毛織物・毛織物（紡毛を含む） そ毛和服地、芯地、ネクタイ地、紡毛服地、紡毛芯地、紡毛ネクタイ地、紡毛毛布地、紡毛肩掛地等、毛風合成繊維織物、織フェルト等	—
1123 91	毛織物（貸加工）	—
注：織物の修整は114593に分類される。		
★1124 麻織物（幅13cmより大きい）		
1124 11	麻織物、繊維製ホース、麻風合成繊維織物 麻織物（亜麻織物（リネン織物）、ちょ麻織物（ラミー織物）、黄麻織物（ジュート織物）等）、繊維製ホース、麻風合成繊維織物等	—
1124 91	麻織物（貸加工）	—
★1125 細幅織物（幅13cm以下）		
1125 11	細幅織物 リボン、織マーク、綿テープ、エンドレスベルト、畳縁、ゴム入り織物（織幅に関係なし）、伊達締め用帯（幅13cm以下）、弾性糸織物等	—
1125 91	細幅織物（貸加工）	—
★1129 その他の織物（幅13cmより大きい）		
1129 11	その他の織物 モケット、紙織物（抄紙織物）、ばしょう（芭蕉）布等	—
1129 91	その他の織物（貸加工）	—